

①都道府県	②市町村名	0 就学援助制度問い合わせ先（広報用）					1 平成30年度就学援助制度の実施について																				
		①部署名	②電話番号	③e-mail	④ウェブサイト	⑤その他（SNSなど）	1. 就学援助制度の周知方法 (1) 就学援助制度の周知方法（あてはまるもの全てに○）								(2) ケの内容	(3) 就学援助制度周知の工夫	2. 就学援助制度の申請書の配布方法 (1) 就学援助制度の申請書の配付方法（あてはまるもの全てに○）								(2) キの内容		
							ア. 教育委員会のウェブサイトに制度掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度掲載	ウ. 就学案内の書類に記載	エ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 毎年度に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校に対して周知	キ. 教職員向け説明会を実施	ク. 保護者向け説明会を実施			ケ. その他	ア. 各学校で制度案内を配付後、希望者に各学校から申請書を配布	イ. 各学校で制度案内を配付後、希望者に教育委員会から申請書を配布	ウ. 各学校で全児童もしくは保護者に申請書を配布	エ. 教育委員会全児童に申請書を配布	オ. 制度案内等は各学校で希望者に対して申請書を配布	カ. 制度案内等は希望者に対して申請書を配布	キ. その他（内容を2. (2)に記入してください。）			
該当団体数	20	20	20	20	18	0	13	9	12	11	19	10	0	0	8	8	7	16	7	2	0	1	0	4	4		
鳥取県	鳥取市	教育委員会事務局 学校保健給食課	0857-22-8111	kyo-hokyu@city.tottori.lg.jp	http://www.city.tottori.lg.jp/www/genre/00000000000/1187742786224/index.html		○		○	○	○	○						○									
鳥取県	米子市	学校教育課	0859-23-5434	gakkyo@city.yonago.lg.jp	http://www.city.yonago.lg.jp/9377.htm		○		○		○							目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	○								
鳥取県	倉吉市	倉吉市教育委員会事務局教育総務課	0858-22-8165	kyouikusoumu@city.kurayoshi.lg.jp	https://www.city.kurayoshi.lg.jp/		○	○	○	○	○																
鳥取県	境港市	境港市教育委員会事務局 教育総務課	0859-47-1085	gakkoukyouiku@sakaiminato.lg.jp	http://www.city.sakaiminato.lg.jp/index.php?view=1631		○	○	○	○	○							平易な文面を使用して、申請方法や支給される費用について説明するチラシを平成30年度新入学児童保護者向けに作成して、入学通知書に同封した。	○	○							
鳥取県	岩美町	岩美町教育委員会事務局	0857-73-1301	gakkoukyouiku@iwami.gr.jp	http://www.iwami.gr.jp/		○	○	○	○	○	○															
鳥取県	若桜町	教育委員会事務局	0858-82-2213	kyouiku@town.wakasa.lg.jp	http://www.town.wakasa.tottori.jp				○	○	○	○															
鳥取県	智頭町	智頭町教育委員会	0858-75-3112	kyouiku@town.chizu.tottori.jp					○	○	○	○														就学時健診で教育委員より周知し、後日、申請書を学校経由で配布	
鳥取県	八頭町	八頭町教育委員会事務局 学校教育課	0858-84-1231	gakkou-kyouiku@town.yazu.lg.jp	http://www.town.yazu.tottori.jp/		○				○							就学健診時に保護者へ説明	○								
鳥取県	三朝町	教育委員会事務局教育総務課	0858-43-3510	kyouiku@town.misasa.tottori.jp							○	○														平成30年度新入学児童生徒については、該当保護者に直接送付した。（新入学児童生徒学用品費を入学前年度に支給できるよう制度変更したことによる。）	
鳥取県	湯梨浜町	湯梨浜町教育委員会 教育総務課	0858-35-5364	kyoiku@yurihama.jp	http://www.yurihama.jp/soshiki/19		○	○			○	○						新入生の就学前検診時に保護者に説明	○	○							
鳥取県	琴浦町	教育総務課	0858-52-1160	kyouikusoumu@town.kotoura.tottori.jp	http://www.town.kotoura.tottori.jp/soshiki/kyouikusoumu/		○	○			○							・就学健診時に保護者へ説明 ・入学時に園を通して年長児の保護者へ就学援助制度の書類を配布	○	○							
鳥取県	北栄町	教育総務課 学校教育室	0858-37-5870	kyouiku@e-hokuei.net	http://www.e-hokuei.net/4532.htm		○	○	○	○	○	○															
鳥取県	日吉津村	教育委員会事務局	0859-27-5956	kyouiku@hiezu.jp	http://www.hiezu.jp/index.php?view=3018		○			○	○	○						・本村は、小学校1校。 ・就学時健診、入学説明会にて教育委員会事務局職員が書類を配布し説明。	援助対象となる年間所得の目安額等を記載	○	○						
鳥取県	大山町	大山町教育委員会事務局 幼児・学校教育課学校教育室	0859-54-5211	gakkou@town.daisen.lg.jp	https://www.daisen.jp				○		○																
鳥取県	南部町	教育委員会事務局 総務・学校教育課	0859-64-3787	kyouiku@town.tottori-nanbu.lg.jp	http://www.town.nanbu.tottori.jp/		○	○	○	○	○	○						小中学校の入学説明会時に保護者向け説明会を実施している。	周知文書にイラストを挿入して保護者に目を向けてもらうよう工夫している。	○	○						
鳥取県	伯耆町	教育委員会事務局 総務学事室	0859-62-0927	kyouiku1@town.hoki.lg.jp	http://www.houki-town.jp/			○		○	○	○						就学時健康診断の際に、新入生保護者に対して制度説明。	・広報誌に掲載時、具体的な世帯の所得基準例を記載している。 ・在校生、新入生保護者宛配布文書にも、具体的な世帯の所得基準例を記載している。	○							
鳥取県	日南町	教育課	0859-82-1118	s1010@town.nichinan.tottori.jp	http://www.town.nichinan.lg.jp/																					○	
鳥取県	日野町	日野町教育委員会事務局	0859-72-2107	kyouiku@town.hino.tottori.jp	http://www.town.hino.tottori.lg.jp/			○	○		○															・各学校で制度案内を全児童生徒に配布し、希望者に各学校又は教育委員会から申請書を配布。 ・前年度認定者には制度案内及び申請書を教育委員会から配布。	
鳥取県	江府町	江府町教育委員会事務局 教育課	0859-75-2223	k_kyouiku@town-kofu.jp	http://www.town-kofu.jp/		○				○	○						小学校新1年生については入学前に書面を送付し周知している。	転入者には必ず就学援助制度を説明している。							○	小学校新1年生については入学前に申請書を送付している。
鳥取県	米子市日吉津村 中学校組合	学校教育課	0859-23-5434	gakkyo@city.yonago.lg.jp	http://www.city.yonago.lg.jp/9377.htm		○		○		○							目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	○								

①都道府県	②市町村名	II 平成30年度準要保護認定基準																							III 就学援助率							
		(1) 平成30年度当初における準要保護の認定基準 (該当するもの全てに○)																		(2) ソ、タ、チを選択した場合					(3) ツに○をし		(4) (2)(3)の補足	(5) テの内容	(1) 平成29年度	(2) 平成30年度		
		ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村民税の非課税	ウ. 市区町村民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由な者	シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変	チ. 特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの	ツ. 市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	テ. その他(内容を(5)に記入してください。)	倍数(倍率)	基準根拠			目安額(年額)	係数(倍率)倍					目安額(年額)万円	
該当団体数	20	15	15	14	15	14	15	11	7	13	14	8	8	10	14	7	4	5	0	6	16	16	16	16	16	0	0	5	7	20	20	
鳥取県	鳥取市	○	○	○	○	○	○			○	○										1.3	その他	24	4	350			給与収入(税引き前)	障がい者・未成年者・寡婦及び寡夫で、前年所得が125万円以下の者	20%未滿	15%未滿	
鳥取県	米子市																				1.3	その他	24	12	319			総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額から社会保険料、生命保険料及び地震保険料を減じた額		25%未滿	25%未滿	
鳥取県	倉吉市	○	○	○	○	○	○			○	○										1.3	課税所得	29	12	320					15%未滿	15%未滿	
鳥取県	境港市	○																			1.3	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	24	12	319				教育長が特別に必要と認める場合	20%未滿	20%未滿	
鳥取県	岩美町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	その他	24	4	277			収入額	認定協議会の協議結果により、教育委員会が援助する必要があると認めるもの	15%未滿	10%未滿	
鳥取県	若桜町	○	○	○	○	○	○			○	○										1.3	その他	29	4	297			収入から所得控除合計額を減じた額		10%未滿	10%未滿	
鳥取県	智頭町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.5	課税所得(所得課税証明書の合計所得金額)	29	4	223					15%未滿	20%未滿	
鳥取県	八頭町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	29	4	244					15%未滿	15%未滿	
鳥取県	三朝町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	24	12	166				やむを得ない理由により所得が著しく減少した者又は家族の病気等により支出が著しく増大した者で、教育委員会が援助する必要があると認めるもの	15%未滿	15%未滿	
鳥取県	湯梨浜町	○																													15%未滿	15%未滿
鳥取県	琴浦町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	24	12	303					15%未滿	15%未滿	
鳥取県	北栄町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									やむを得ない理由により所得が著しく減少、又は家族の病気等により支出が著しく増大した場合で教育委員会が援助する必要があると認めるもの。	15%未滿	15%未滿	
鳥取県	日吉津村																				1.3	総所得(諸控除前)	28	4	395					15%未滿	15%未滿	
鳥取県	大山町																				1.3	課税所得	24	4	320					10%未滿	10%未滿	
鳥取県	南部町	○	○	○	○	○	○			○	○										1.3	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	24	12	304				教育委員会が特に給付する必要があると認めた者	15%未滿	15%未滿	
鳥取県	伯耆町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.5	課税所得	24	12	323					15%未滿	15%未滿	
鳥取県	日南町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										10%未滿	5%未滿	
鳥取県	日野町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										15%未滿	15%未滿	
鳥取県	江府町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.5	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	24	12	300					15%未滿	20%未滿	
鳥取県	米子市日吉津村中学校組合																				1.3	その他	24	12	319			総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額から社会保険料、生命保険料及び地震保険料を減じた額		25%未滿	20%未滿	

①都道府県	②市町村名	1. 小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）																												(2) 補足事項									
		(1) 費目毎の援助額																																					
		学用品費									新入学児童生徒学用品費等									通学費									修学旅行費										
実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他				
該当団体数	20	0	0	0	1	1	1	18	18	0	0	0	0	1	1	1	18	18	0	5	5	1	0	0	0	0	0	0	0	16	17	1	3	3	3	0	0	0	10
鳥取県	鳥取市						○	13,650								○	40,600		○	19845								○	35,927									・通学費…最も経済的な経路及び方法により通学する場合の交通費の額 ・修学旅行費…補助対象経費内（交通費・宿泊費・見学科・記念写真代・医薬品代・旅行損害保険料並びに参加者全員が一律に負担することになる経費）	
鳥取県	米子市						○	13,650								○	40,600														○	27,000	24,571					学用品費 1年生11,420円、2～6年生13,650円	
鳥取県	倉吉市						○	11,420								○	40,600		○	10000								○	23,000										
鳥取県	境港市						○	11,420								○	40,600											○	23,000										
鳥取県	岩美町						○	11,420								○	40,600											○	26,000										
鳥取県	若桜町						○	11,420								○	40,600											○	24,000										
鳥取県	智頭町						○	11,420								○	40,600				○										○	21,490	21,490					・通学用品費は、新1年生には支給しない。（2-6年生のみ） ・医療費は予算額に対し、現時点での認定者で割ったものから算出。	
鳥取県	八頭町						○	11,420								○	40,600												○	21,490	20,109							・修学旅行費については、平成29年度実績額 ・医療費・学校給食費については、平成30年度予算計上の単価	
鳥取県	三朝町						○	13,650								○	40,600											○	23,000										
鳥取県	湯梨浜町						○	11,420								○	40,600											○	23,000										
鳥取県	琴浦町						○	11,420								○	40,600		○	0								○	25,932									・新1年生は通学用品費は新入学児童生徒学用品費に含まれるため支給なし。 ・支給平均額は平成29年度実績額を記載。	
鳥取県	北栄町						○	11,420								○	40,600											○	24,000										
鳥取県	日吉津村						○	13,650								○	40,600											○	23,000										
鳥取県	大山町						○	11,420								○	40,600											○	24,365										
鳥取県	南部町						○	11,420								○	40,600											○	24,000									小学校1年～3年の全児童の学校で使用する教材費(学用品)は、全額町費で賄っている。4年～6年生について一定額支給している。	
鳥取県	伯耆町						○	11,420								○	40,600											○	25,763									修学旅行費については、29年度実績により算出	
鳥取県	日南町						○	11,420								○	40,600		○	10800								○	24,548									校外活動費4000円は6年生の実績(1・2年 50円 3年 40円 4年 3620円)	
鳥取県	日野町			○	11,420	11,420						○	40,600	40,600													○	27,018											
鳥取県	江府町						○	13,478								○	40,600		○	59200								○	18,235									・30年度予算に計上した単価を記入。 ・【学用品費】1学年(11,420円)1名、2～6学年(13,650円)12名。	
鳥取県	米子市日吉津村 中学校組合																																					中学校組合のため、小学校なし。	

①都道府県 ②市町村名		2. 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）																												(2) 補足事項							
		(1) 費目毎の援助額																																			
		学用品費								新入学児童生徒学用品費等								通学費								修学旅行費											
実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他		
該当団体数	20	0	0	0	1	1	1	18	18	0	0	0	0	1	1	1	17	17	0	6	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	
鳥取県	鳥取市						○	24,550								○	47,400		○	31269							○	60535								・通学費…最も経済的な経路及び方法により通学する場合の交通費の額 ・修学旅行費…補助対象経費内（交通費・宿泊費・見学科・記念写真代・医薬品代・旅行損害保険料並びに参加者全員が一律に負担することになる経費）	
鳥取県	米子市						○	24,550								○	47,400												○	50000	47197					学用品費 1年生22,320円、2～3年生24,550円	
鳥取県	倉吉市						○	22,320								○	47,400										○	40000									
鳥取県	境港市						○	22,320								○	47,400										○	43000									
鳥取県	岩美町						○	22,320								○	47,400		○	31000							○	65000									
鳥取県	若桜町						○	22,320								○	47,400										○	55000									
鳥取県	智頭町						○	22,320								○	47,400				○									○	57590	57590				・通学用品費は、新1年生には支給しない。（2-6年生のみ） ・医療費は予算額に対し、現時点での認定者で割ったものから算出。	
鳥取県	八頭町						○	22,320								○	47,400												○	57590	57590					・医療費・学校給食費については、平成30年度予算計上の単価	
鳥取県	三朝町						○	24,550								○	47,400										○	75220									
鳥取県	湯梨浜町						○	22,320								○	47,400										○	70000									
鳥取県	琴浦町						○	22,320											○	0							○	62156								・新1年生は通学用品費は新入学児童生徒学用品費に含まれるため支給なし。 ・支給平均額は平成29年度実績額を記載。	
鳥取県	北栄町						○	22,320								○	47,400										○	55780									
鳥取県	日吉津村																																			村立中学校なし	
鳥取県	大山町						○	22,320								○	47,400										○	73826									
鳥取県	南部町						○	22,320								○	47,400										○	70000									
鳥取県	伯耆町						○	22,320								○	47,400										○	75767								修学旅行費については、29年度実績により算出	
鳥取県	日南町						○	22,320								○	47,400		○	21600							○	45972								校外活動費900円は3年実費(2年生は580円)	
鳥取県	日野町			○		22,320	22,320					○	47,400	47,400												○	75712										
鳥取県	江府町						○	23,941								○	23,550		○	70107							○	80360								・30年度予算に計上した単価を記入。 ・【学用品費】1学年（22,320円）3名、2～6学年（24,550円）8名。	
鳥取県	米子市日吉津村 中学校組合						○	24,550								○	47,400												○	50000	43663					学用品費 1年生22,320円、2～3年生24,550円	

